

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞豊会の理事・監事・評議員（以下、「役員等」という。）の役員報酬（以下、「報酬」という。）に関する事項を定める事を目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、理事会において決定する。但し、社会福祉法人瑞豊会が経営する施設の職員であって、別に定める給与規程による給与支給を受けている役員については支給しない。

(報酬額)

第3条 報酬は、理事会において決定する。

- 2 報酬は、勤務実態に見合った額を原則とする。
- 3 報酬以外の諸手当は、一切支給しない。

(報酬の支給日)

第4条 報酬の支給日は、給与規程に定める給与支給日と同一とする。

(支給期間)

第5条 報酬の支給期間は、任期内のみとする。

附則

1. この規程は、平成15年4月1日から適用する。